

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約締結は、当該業務に係る平成30年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とするものです。

平成29年9月20日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区産後ケアセンター業務委託(単価契約)

(2) 業務内容

本件は、家族等から十分な家事及び育児等の援助が受けられない母子への保健指導及び授乳指導等を行う産後ケア事業を、区立産後ケアセンターで運営する業務を委託するものである。

(3) 履行期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日

ただし、本業務の運営状況が良好と認められた場合、かつ次年度予算について区議会で議決が得られた場合に限り、履行期間を限度に単年度毎に契約を締結する。

2 参加資格

次の要件を満たす法人であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(3) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

(4) 以下のいずれかの運営実績を満たすこと。

産後ケア若しくは類似の事業についての1年以上の実績を有していること。

学校教育法に定める大学において看護学部を有していること。

医療法に定める施設において産科婦人科又は入所施設を有する助産所を営業していること。

産後の母子保健に精通している理事、設立者、発起人 あるいは助産師等国家資格を有する協同提案者がいること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

ただし、応募後、資格を満たさないと判明した場合は応募を無効とする。

4 事業者を特定するための選定方法

(1) 選定委員会

応募書類、提案書を合議により審査するため、選定委員会を設置する。

(2) 選考方法

第一次選考

選定委員会が「5 提案書を特定するための評価基準」に基づき、提案書提出事業者のなかから5社程度を選定する。

第二次選考

第一次選考で選出された5社程度に対して、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。また、必要に応じて事業者の現地確認を行う。

(3) 決定

第一次選考、第二次選考の結果を踏まえて、選定委員会が最も優秀と認められる事業者を決定する。

5 事業者を特定するための評価基準

(1) 当事業の運営が可能な法人で、別に定める条件を満たしていること。

(2) 経営理念

(3) 法人の管理運営実績

(4) 産後ケアセンター運営の考え方

(5) 産後ケアサービスの内容・質について

(6) 産後ケアセンターの職員体制

(7) 施設管理について

(8) 収支計画について

(9) 基準外事業について

6 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目2-1番27号

世田谷区子ども・若者部子ども家庭課 要保護児童支援担当

(世田谷区役所第1庁舎5階、55番窓口)

電話：03-5432-2255 ファクシミリ：03-5432-3081

メールアドレス：SEA02413@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成29年9月20日(水)から平成29年10月3日(火)午後4時まで

場所：世田谷区ホームページでの閲覧及び、上記(1)担当部課窓口で配布。

方法：希望者に無償配布する。

(3) 運営事業者公募説明会及び現地見学会の日時、会場及び方法

日時：平成29年9月29日(金) 午後1時30分から説明会、午後4時から現地見学会

会場：説明会 世田谷区民会館別館「三茶しゃれなあどホール」5階 集会室オリオン

(世田谷区太子堂2-16-7)

現地見学会 産後ケアセンター(世田谷区桜新町2-29-6)

方法：所定の様式で9月27日(水)まで上記(1)担当部課へファクシミリ又はメール送付
出席に伴う必要な費用(交通費等)は全て希望事業者負担

(4) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

期限：平成 29 年 10 月 3 日（火）午後 4 時まで必着

場所：上記（ 1 ）担当部課に同じ。

方法：持参、郵送、ファクシミリ又はメール送付

持参以外は必ず電話にて到達確認すること。

(5) 提案書の提出期限、場所及び方法

期限：平成 29 年 10 月 24 日（火）午後 4 時まで必着

場所：上記（ 1 ）担当部課に同じ。

方法：持参に限る。

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 不要

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 6 (1) 担当部課に同じ。

(6) 詳細は説明書による。